

箕面市公園・歩道等の自主管理支援要綱

（平成二十二年三月三十一日箕面市訓令第二十五号）

改正 平成二十九年 三月三十一日箕面市訓令第二十八号

改正 平成三十一年 三月二十九日箕面市訓令第十五号

改正 令和 元年 九月 三十日箕面市訓令第二十二号

改正 令和 二年 七月三十一日箕面市訓令第四十七号

改正 令和 三年十二月二十四日箕面市訓令第七十五号

（趣旨）

第一条 この要綱は、市が管理する公園、緑地（山間部又は山麓部にあるものを除く。）、河川、特定の市道路線の歩道及びその他これらに類する施設で市長が特に認めるもの（以下「公園・歩道等」という。）を市民及び市が協働して安全で快適な地域コミュニティに根ざした魅力的な場にしていくため、市民による公園・歩道等の自主管理（以下「自主管理」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（自主管理の対象区域等）

第二条 市民が自主管理を行うことができる公園・歩道等の範囲は、公園・歩道等の敷地内において、それぞれ市が指定する区域とする。

2 市は、公園・歩道等の管理上必要がある場合は、前項の区域の全部又は一部の指定を解除することができる。

3 市は、一の公園・歩道等の区域において、複数の者が自主管理を希望した場合は、その区域を分割する等の調整を行うものとする。

（役割分担）

第三条 自主管理が行われる公園・歩道等において、市民及び市が協働していくための主な役割は、次のとおりとする。

一 市民は、地域の公園・歩道等をアドプト（里親）により自主的に管

理するものとする。

二 市は、公園・歩道等の専門的技術等を要する維持管理を行うほか、市民が行う自主管理について、魅力付け及び管理技術の向上に必要な支援をするものとする。

（支援の対象となる団体）

第四条 市長は、次に掲げる団体が自主管理を行う場合は、自主管理支援対象団体（以下「管理団体」という。）として指定することができる。

一 自治会、老人クラブ、子ども会その他の地域団体

二 箕面市非営利公益市民活動促進条例（平成十一年箕面市条例第二十七号）第十条第一項の規定による登録を受けた団体

三 公園・歩道等の自主管理のために結成したグループ（その構成員が一名である場合を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、自主管理を行う団体として市長が特に認めたもの

2 管理団体は、自主管理を行う公園・歩道等において近隣住民等の幅広い参加が得られるよう努めるものとする。

（支援の対象となる自主管理）

第五条 この要綱による支援の対象となる自主管理は、別表に定める管理内容とする。

2 管理団体は、別表に掲げる管理内容のうちから実施しようとする自主管理の内容を自主的に選択し、決定することができる。ただし、一名で自主管理を行う場合は、原則、管理内容を清掃・点検等に限るものとする。

（支援の内容）

第六条 市長は、管理団体に対し、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ

当該各号に定める額を交付するものとする。

一 自主管理交付金 年度を通して別表上欄に掲げる管理内容について同表中欄に掲げる管理頻度を満たした場合において、自主管理を行う公園・歩道等の面積に同表下欄に掲げるポイント数を乗じて得た値に、毎年度の市予算の範囲内で別に定める一ポイント当たりの換算額を乗じて得た額

二 初度交付金 管理団体が新たに公園・歩道等の自主管理を行う場合において、一回に限り、新たに自主管理を行う公園・歩道等の面積に、その一平方メートルにつき毎年度の市予算の範囲内で別に定める換算額を乗じて得た額

2 市長は、管理団体が行う自主管理の実態に応じて、又は管理団体の要請を受けて、その必要性を総合的に勘案し、次に掲げる支援をすることができる。

一 草刈り機等の機材の貸出し

二 ボランテニアごみ袋の配付

三 作業用具を収納する倉庫の貸出し

四 自主管理活動中に管理団体の構成員が身体に傷害を被った場合の箕面市市民総合災害補償規程（昭和六十一年箕面市規程第二号）に基づく補償

五 自主管理活動中に第三者に損害を与える事故が発生した場合の示談交渉及び賠償金の支払に係る保険の加入

3 前二項に定めるもののほか、市長は、別表に掲げる管理内容に応じて必要な支援を行うことができる。

（管理団体の指定等の申請）

第七条 管理団体の指定を受けて自主管理交付金の交付の申請をしようとする

する者（以下「申請者」という。）は、自主管理支援対象団体指定兼自主管理交付金申請書（様式第一号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（管理団体の指定等及び通知）

第八条 市長は、申請者から前条の規定による申請があつたときは、第二条第一項に規定する公園・歩道等の範囲、第四条第一項に規定する管理団体の要件及び当該申請の内容が適正であるかどうかを審査のうえ、当該申請者による自主管理が適当と認めたときは、管理団体の指定及び自主管理交付金の交付の決定をし、適当と認められないときは、不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により管理団体の指定及び自主管理交付金の交付を決定したときは、速やかに、その内容を自主管理支援対象団体指定兼自主管理交付金決定通知書（様式第二号。以下「自主管理交付金決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、翌年度以降の自主管理交付金の額については、毎年度、市長が管理団体に通知するものとする。

3 市長は、第一項の規定により管理団体の指定をせず、自主管理交付金の不交付の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（管理内容の変更又は自主管理の中止）

第九条 管理団体は、自主管理の内容を変更し、又はやむを得ない事情により自主管理を中止しようとするときは、自主管理変更（中止）届出書（様式第三号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき自主管理交付金の交付決定を変更するときは、自主管理交付金変更決定通知書（様式第四号）により通知するも

のとする。

（自主管理の遂行義務）

第十条 管理団体は、自主管理交付金決定通知書又は自主管理交付金変更決定通知書に記載された管理場所及び管理内容について、別表中欄に定める管理頻度で継続して行わなければならない。

（管理団体への指導）

第十一条 市長は、自主管理が適正かつ効率的に行われるため、管理団体に対し、必要な指導を行うことができる。

（自主管理の状況報告）

第十二条 管理団体は、自主管理交付金決定通知書又は自主管理交付金変更決定通知書に記載された管理場所及び管理内容について、自らが実施した活動を記録し、月ごとに自主管理報告書（様式第五号）を作成しなければならない。

2 管理団体は、活動した日ごとに、その活動した年月日、管理場所その他市長が定める事項を記載し、自らが実施した活動内容が分かる写真を添付した電子メールを市長に送信することをもって、前項の規定による自主管理報告書の作成及び提出に代えることができる。

3 第一項の自主管理報告書（前項の電子メールを含む。）は、毎年度、四月から九月までの分を十月十日までに、十月から翌年三月までの分を四月十日までに提出しなければならない。

（自主管理交付金の交付等）

第十三条 市長は、前条の規定により提出された自主管理報告書（同条第二項の規定により送信された電子メールを含む。）の内容を審査し、管理団体による自主管理が第十条に定めるところにより適切に行われていると認めるときは、当該提出があった月数分の自主管理交付金を部分払い

により当該管理団体に交付するものとする。

- 2 前項の部分払いによる自主管理交付金の額は、管理団体の自主管理の期間が一月以上ある場合は、第八条第二項の規定により決定した当該年度の自主管理交付金の額（第九条第二項の規定による自主管理交付金の額の変更があつた場合は、当該変更後の額）のうち、自主管理を行った月数に相当する額とし、自主管理の期間が一月に満たない場合は、零とする。

（初度交付金の交付等）

- 第十四条 初度交付金の交付を申請しようとする者は、第七条の規定による管理団体の指定等の申請をするときに、初度交付金申請書（様式第六号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、初度交付金の交付を決定し、適当と認められないときは、その不交付を決定するものとする。

- 3 市長は、初度交付金の交付を決定したときは、第五項に規定する条件を付して初度交付金決定通知書（様式第七号）により当該申請をした管理団体に通知し、初度交付金を交付するものとする。

- 4 市長は、初度交付金の交付を受けた管理団体が、当該交付の対象となつた公園・歩道等における自主管理の期間が一年に満たずに当該自主管理を終了したとき（次条の規定により管理団体の指定が取り消されて終了した場合を含む。）は、特段の理由がある場合を除き、既に交付した初度交付金の全額を返還請求するものとする。

（管理団体の指定の取消し）

- 第十五条 市長は、管理団体が第十条に定めるところに従って適切に自主管理を行わない場合又は管理団体による自主管理の継続が困難であると

認めた場合は、当該管理団体の指定を取り消すことができる。

（委任）

第十六条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成二十二年箕面市訓令第二十五号）

この要綱は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日箕面市訓令第二十八号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、改正前の箕面市公共施設等市民自主管理活動支援要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により公共施設等の自主管理活動をしていた活動団体に対する同日前の自主管理活動の期間に係る旧要綱五条第一項及び第二項並びに第十一条の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

（旧公共施設等の活動団体に係る特例）

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により公共施設等の自主管理活動をしていた活動団体が、引き続き改正後の箕面市公園・歩道等の自主管理支援要綱（以下「新要綱」という。）第四条の規定による管理団体の指定を受けて自主管理をする場合に限り、新要綱第一条、第二条、第五条及び別表の規定にかかわらず、継続して同一の公共施設等（旧要綱第一条に規定する公共施設等のうち、新要綱第一条に規定する公園・歩道等以外の施設又は区域をいう。）の自主管理を行い、又は公園・歩道等において継続して同一の管理内容（旧要綱別表上欄に掲げる活動内容を含む。）により自主

管理を行うことができる。この場合において、新要綱別表に定めのない管理内容の管理頻度及びポイント数については、市長が別に定める。

附 則（平成三十一年三月二十九日箕面市訓令第十五号）

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月三十日箕面市訓令第二十二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和二年七月三十一日箕面市訓令第四十七号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十四日箕面市訓令第七十五号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

別表（第五条、第六条、第十条関係）

一 公園・歩道等のうち公園、緑地（山間部又は山麓部にあるものを除く。）

その他これらに類する施設の自主管理

管理内容	管理頻度	ポイント数（面積一平方メートル当たり・年）
清掃・点検等	月二回以上	一・〇五
除草（グラウンド）	年二回以上	一
除草（グラウンド以外）	年二回以上	一・二五
中低木管理	年一回以上	六・五
トイレ清掃	週二回（十二月、一月及び二月の間は、週一回以上）	五〇〇
花壇管理	日常管理は随時、植替えは年二回以上	六五
その他	内容に応じ別に定める	内容に応じ別に定める

備考

一 除草をする場合は、当該実施場所において、月二回以上の清掃・点検等を行うこと。ただし、他の自主管理団体が清掃・点検等を行う場合は、この限りではない。

二 中低木管理又は花壇管理を実施する場合は、当該実施場所において、月二回以上の清掃・点検等を行うこと。

三 花壇管理において植替えをした月は、原則として、その月の自主管理報告書に植替え後の写真を添付すること。

二 公園・歩道等のうち河川その他これらに類する施設の自主管理

管理内容	管理頻度	ポイント数（面積一平方メートル当たり・年）
清掃・点検等	月二回以上	一
除草	年二回以上	一
その他	内容に応じ別に定める	内容に応じ別に定める

備考

- 一 管理場所は、橋りよう間等地形又は地物で判別できる区域とする。
- 二 清掃・点検等は、必須とする。

三 公園・歩道等のうち特定の市道路線の歩道の自主管理

管理内容	管理頻度	ポイント数（面積一平方メートル当たり・年）
清掃・点検等	年二十四回以上	一・五
除草	年二回以上	一
中低木管理	年一回以上	五
側溝清掃	年一回以上	九（蓋のある側溝の場合は、十二）
その他	内容に応じ別に定める	内容に応じ別に定める

備考

- 一 管理場所の最小単位は、交差点等の構造物で区域が明確に分かれる区間とする。
- 二 清掃・点検等は、必須とする。
- 三 中低木管理の面積は、安全に作業できる範囲の面積とする。
- 四 側溝清掃は、歩道内の側溝に限る。